

規制改革推進会議 医療・介護WG資料

介護保険サービスと保険外サービスの組合せに関する  
保険者等の運用実態調査について

平成30年1月30日  
厚生労働省老健局

# 規制改革実施計画への対応について

## 検討事項

1. 訪問介護における「保険サービス」と「保険外サービス」の同時一体的な提供：(11b)

例) 利用者の食事の調理に併せて、同居家族分の食事も調理する

2. 訪問介護… 現行ルールの整理：(11a)  
※「明確に区分」するための方法が保険者ごとに異なると指摘されている。

3. 通所介護を提供中の利用者に対し、保険外サービスを提供する場合のルールの整備：(12)

4. 支給限度額を超えたサービス分の価格ルール（保険給付分と不合理な差額を設けてはならない）の明確化：(14)

5. 指名料、時間指定料の徴収：(13)

## 「規制改革実施計画」（平成29年6月閣議決定）

- 下記のような課題を踏まえて在り方を検討する。
  - ・ 自立支援・重度化防止の阻害のおそれ
  - ・ 保険給付増加の呼び水となるおそれ
  - ・ 適正な保険給付を担保するためのサービスの区分
  - ・ ケアマネジャーなどによる適切なケアマネジメント【平成29年度検討開始】

- 地方自治体や介護事業者にとって分かりやすくなるよう、一覧性や明確を持たせた通知を発出・周知。

【平成29年度検討・結論、平成30年度上期中に速やかに措置】

- 利用者保護などの多くの課題や論点の整理を行う。  
【平成29年度整理開始】

# 介護保険サービスと保険外サービスの組合せに関する 保険者等の運用実態調査について

## 1. 調査対象

・調査対象： 全市区町村、全都道府県

## 2. 主な質問項目 （下記事項に関する平成29年1月～12月の状況）

- ① 訪問介護の前後に連続して保険外サービスを提供することに対する指導・助言の状況
- ② 訪問介護の提供時間の合間に、保険外サービスを提供することに対する指導・助言の状況
- ③ 通所介護の提供時間の合間に、保険外サービスを提供することに対する指導・助言の状況
- ④ 通所介護を提供していない休日や夜間等に、事業所の人員や設備を活用して、保険外サービスを提供することに対する指導・助言の状況
- ⑤ 通所介護の利用者と保険外サービスの利用者が混在している場面で、保険外サービスを提供することに対する指導・助言の状況
- ⑥ 区分支給限度額を超過している利用者に対し、超過分のサービスを保険外サービスとして提供することに対する指導・助言の状況
- ⑦ 上記①～⑥について、保険者等において実施されている運用上の工夫

# 調査結果①：訪問介護の前後に連続して保険外サービスを提供することに対する指導・助言の状況

## ◎保険者からの回答、都道府県からの回答

■「訪問介護の前後に連続して自宅内で保険外サービスを提供すること」についての指導・助言

(集計・精査中)

■「訪問介護の前後に連続して自宅内で保険外サービスを提供すること」について、事業者等に助言・指導された内容【複数回答可】

(集計・精査中)

■「訪問介護の前後に連続して自宅内で保険外サービスを提供すること」について、両サービスの区分の方法について具体的な内容の助言・指導【複数回答可】

(集計・精査中)

## 調査結果②：訪問介護の提供時間の合間に、保険外サービスを提供することに対する指導・助言の状況

### ◎保険者からの回答、都道府県からの回答

■「訪問介護の提供時間の合間に、保険外サービスを提供すること」についての指導・助言

(集計・精査中)

■「訪問介護の提供時間の合間に、保険外サービスを提供すること」について、事業者等に助言・指導された内容【複数回答可】

(集計・精査中)

■「訪問介護の提供時間の合間に、保険外サービスを提供すること」について、両サービスの区分の方法について具体的な内容の助言・指導【複数回答可】

(集計・精査中)

## 調査結果③：通所介護の提供時間の合間に、保険外サービスを提供することに対する指導・助言の状況

※ただし、理美容サービスと、緊急やむを得ない場合の併設医療機関の受診を除く

### ◎保険者からの回答、都道府県からの回答

■「通所介護の利用者に対し、通所介護の提供中に保険外サービスを提供すること」についての指導・助言

(集計・精査中)

■「通所介護の利用者に対し、通所介護の提供中に保険外サービスを提供すること」について、事業者等に助言・指導された内容【複数回答可】

(集計・精査中)

## 調査結果④： 通所介護を提供していない休日や夜間等に、事業所の人員や設備を活用して、保険外サービスを提供することに対する指導・助言の状況

### ◎保険者からの回答、都道府県からの回答

■「介護保険サービスを提供していない休日や夜間等に、通所介護事業所の人員や設備を活用して、保険外サービスを提供すること」についての指導・助言

(集計・精査中)

■「介護保険サービスを提供していない休日や夜間等に、通所介護事業所の人員や設備を活用して、保険外サービスを提供すること」について、事業者等に助言・指導された内容【複数回答可】

(集計・精査中)

■「介護保険サービスを提供していない休日や夜間等に、通所介護事業所の人員や設備を活用して、保険外サービスを提供すること」について、両サービスの提供に要する費用や人員を区分できるように工夫した上であれば保険外サービスが提供可能であることについて具体的な内容の助言・指導【複数回答可】

(集計・精査中)

## 調査結果⑤： 通所介護の利用者と保険外サービスの利用者が混在している場面で、保険外サービスを提供することに対する指導・助言の状況

### ◎保険者からの回答、都道府県からの回答

- 「通所介護事業所で介護保険サービスとしてのデイサービス利用者と保険外サービスとしてのデイサービス利用者が混在している場面におけるそのほかの保険外サービス提供」についての指導・助言

(集計・精査中)

- 「通所介護事業所で介護保険サービスとしてのデイサービス利用者と保険外サービスとしてのデイサービス利用者が混在している場面におけるそのほかの保険外サービス提供」について、事業者等に助言・指導された内容【複数回答可】

(集計・精査中)

## 調査結果⑥： 区分支給限度額を超過している利用者に対し、超過分のサービスを保険外サービスとして提供することに対する指導・助言の状況

### ◎保険者からの回答、都道府県からの回答

- 「限度額を超過している利用者に対し、超過分のサービスを保険外サービスとして提供すること」についての指導・助言

(集計・精査中)

- 「限度額を超過している利用者に対し、超過分のサービスを保険外サービスとして提供すること」について、事業者等に指導・助言された内容  
【複数回答可】

(集計・精査中)

# 調査結果⑦： 保険サービスと保険外サービスを組み合わせる提供することに関し、保険者等において実施されている運用上の工夫

## ◎保険者からの回答、都道府県からの回答

■訪問介護と保険外サービスを組み合わせる提供することについて、適正な介護保険事業運営を担保するための工夫・取組【複数回答可】

(集計・精査中)

■通所介護事業所における介護保険サービス提供時間外での保険外サービス提供に関して、適正な介護保険事業運営とするため、及び利用者保護の観点から実施している工夫・取組【複数回答可】

(集計・精査中)

■通所介護事業所で介護保険サービスとしてのデイサービス利用者と保険外サービスとしてのデイサービス利用者が混在している場面におけるそのほかの保険外サービス提供に関して、適正な介護保険事業運営とするため、及び利用者保護の観点から実施している工夫・取組【複数回答可】

(集計・精査中)

■利用者の自己負担で介護保険サービスと同等のサービスを提供する場合に実施している工夫・取組【複数回答可】

(集計・精査中)